

1 総合教育会議の新設に係る趣旨と概要

(1) 制度改正の背景

平成 23 年度に滋賀県大津市で起きた中学生のいじめ自殺事件において、大津市教育委員会の対応に世論の批判が高まったことを受けて、教育行政の責任体制の明確化、教育施策への首長の関与のあり方、緊急時の迅速な対応を軸に教育委員会制度の廃止を含む抜本改革が必要との議論が活発化した。その結果、現行法が施行された昭和 31 年以来、実に約 60 年ぶりに同制度が抜本改正されることとなった。

(2) 根拠法

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下、「法」という。）
 ⇒ 改正法：平成 26 年 6 月 20 日公布（平成 27 年 4 月 1 日施行）

教育委員会を執行機関として維持しつつ、責任体制の明確化、迅速な危機管理体制の構築及び首長部局と教育委員会の連携強化等のため、制度の抜本改革を実施。

【主な改正点】

| | |
|--------|--|
| 新「教育長」 | 執行機関を代表する教育委員長と事務局を統括する教育長のポストを新「教育長」へ統合。任期も 4 年から 3 年に短縮され、首長が任命（従前は教育委員の互選）。 ※新「教育長」は、教育委員ではなくなる。 |
| 総合教育会議 | 教育施策に関する会議を首長の主宰で行うことで、首長と教育委員会の意向を調整した上で、施策に反映できるようにするという趣旨。 |

(3) 総合教育会議の概要

首長が教育施策に関与するため、今回の法改正で新設された会議

| | |
|---------|---|
| 主宰者 | 首長 |
| 構成員 | 首長、教育委員会 ※ 必要に応じて、意見聴取のために有識者や関係者を加えることができる。 ※ 緊急時には、首長と教育長のみで開催することができる。 |
| 想定される議題 | ① 大綱の策定に関する事。 ② 重点的施策に関する事（地域の実情に応じた教育、学術文化振興等）。 ③ 児童等の生命又は身体に被害が生じたか、その恐れがある場合の緊急措置。 ④ その他、必要な調整に関する事。 ※ 非該当議題：教職員人事、教科書採択等の政治的要素を排除すべき事案。 |
| 会議形態 | 原則公開で開催。 |
| 会議録 | 公開努力 |

2 制度改正に係る本市の状況

(1) 新制度移行の時期

| | |
|--------|---|
| 新「教育長」 | 現職教育長の任期満了後に、新「教育長」制度に移行予定。 【参考】 現教育長の任期は平成 28 年 9 月 29 日までであるため、新制度移行（予定）時期は平成 28 年 9 月 30 日。 |
| 総合教育会議 | 改正法の施行に合わせて移行済み。（移行期間なし） 会議は法第 1 条の 4 の規定に基づいて開催されるが、その開催にあたって、法に規定していない個別事項を定める場合は、総合教育会議においてこれを定める。（法第 1 条の 4 第 9 項） |

(2) 総合教育会議の開催

- 愛知県は平成 27 年 4 月中に初回会議を開催し、議会前の時期に年間 4 回開催予定。
- 少なくとも、現職首長の任期中に 1 回は開催することが望ましい。（文科省質疑応答）

3 大綱の策定

- 大綱に関する概要は以下のとおり。

| | |
|--------|---|
| 策定者 | 首長（法第 1 条の 3 第 1 項の規定により、策定義務がある。） |
| 目的 | 教育施策の推進にあたって、より一層民意を反映させること |
| 内容 | 当該団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策について、その目標や施策の根本となる方針を定めるもの。 ※ 詳細な施策について策定することまで求めているものではない。 |
| 期間 | 法的な規定はないが、首長の任期や国の教育振興基本計画の期間に鑑み 4 ～ 5 年とすることが想定される。 |
| 策定の留意点 | ・教育基本法に基づいて策定される国の教育振興基本計画における基本的な方針を参酌すること。 ・法に基づき、あらかじめ総合教育委員会で協議すること。 |